

MCA アドバンス  
チャットサービス  
サービス定義書

2024年12月

一般財団法人移動無線センター

# 1. はじめに

本サービス定義書（以下、「本書」といいます）は、一般財団法人移動無線センター（以下、「財団」といいます）がご提供する MCA アドバンス チャットサービス（以下、「本サービス」といいます）のサービス内容、サービス条件等を記載しております。本サービスの利用にあたり、必ずお読みくださいますようお願い申し上げます。

## 本書について

本書は MCA アドバンス チャットサービス サービス契約約款（以下、「約款」といいます）の附帯文書として、契約者に提供する本サービスの内容を定めるものです。

なお、本書記載内容と約款とで齟齬が生じた場合は、別段の定めがない場合、約款が優先されます。

## 本書記載内容の変更

本書はお客様の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとします。

なお、当該変更内容がサービスの大幅な変更であり、事前にお客様への予告が必要であると財団が判断した場合は、財団ホームページ上で変更内容の予告を行うと共に、本サービスを利用している契約者様に対して事前の協議を行います。

## 2. 提供サービスの内容

本サービスは、財団が提供する MCA アドバンスを接続ネットワークとして、MCA アドバンスの専用無線局間でのメッセージ・画像・動画ファイルの交換を行います。

### (1) 概要

本サービスは、無線局にプリインストールされたチャットアプリケーションを起動し、ログイン画面からアカウント、パスワードを入力することで、グループの他のアカウントの無線局にメッセージを送信したり、メッセージに画像や動画を添付して送信することができます。

メッセージを受信した無線局には通知で新着メッセージを知らせます。また、メッセージ画面を開いている場合は自動的に新着メッセージが表示され、一般的なメッセージ交換アプリと同様の使い勝手をビジネスユースで実現しています。この他、特定のアカウントの無線局とのメッセージ交換機能も備えております。

### (2) サービスに必要な機器構成と通信契約

本サービスを利用するためには、MCA アドバンス無線局である携帯型端末（以下、「端末」といいます）と、財団が提供する MCA アドバンスの契約が必要です。

端末はモトローラ・ソリューションズ株式会社製の携帯型端末と、京セラ株式会社製の携帯型端末の2機種があり、いずれの端末でも本サービスの利用が可能です。

### (3) サービスに必要なアカウントの発行

本サービスの利用申込をいただいたお客様には、財団からアカウントを発行いたします。本サービスはアカウントごとにチャットを行うことができます。

利用料金はアカウントごとに、原則として月額払いで設定されております。

端末の購入と同時に本サービスの申込をいただいた場合は、お手元に端末が届いたらすぐにお使いいただけるよう、アカウントを発行いたします。（後述するサービス開始日が端末納入日よりも前の場合）

お手元の端末で新たに本サービスをご使用いただく場合は、アカウントの発行により、端末を戻すことなく、すぐにお使いいただけるようになります。

### (4) サービスの提供範囲

MCA アドバンスを使用するためには、法令に基づき、総務省の免許が必要となります。本サービスは、免許保有者内だけでメッセージの交換を行うことができ、異免許人間でのメッセージ交換はできません。

## (5) 仕様

本サービスの仕様は以下の通りです。

項目		内容
チャット種別		グループチャット コンタクトリストチャット (1:1 チャット)
送信メッセージ	テキスト文字数	140 文字以内
	添付画像最大サイズ	グループチャット VGA (640×480) コンタクトリストチャット HD (1280×720) ※最大サイズを超える画像はアプリでリサイズして送信
	添付画像ファイル形式	GIF、JPEG、PNG
	添付クリップ動画 最大サイズ	グループチャット 1MByte コンタクトリストチャット 2MByte
	添付動画ファイル形式	MP4、3GP、TS
1 グループあたりの最大メンバー数		50
メッセージ保存期間		30 日間 ※保存期間を越えたメッセージ、添付ファイルは消去され、復旧は不可
新着通知方法		PUSH 通知により、新着を通知
ログイン		アカウント、パスワードの入力による。なお、ログイン動作を省略するオートログイン設定も可能
動作環境	ハードウェア	MCA アドバンス 携帯端末
	OS	Android 9.0
ユーザー管理機能	アカウント	パスワード設定、プロフィール (所属、ニックネーム) 設定、 オートログイン設定 (ON/OFF)
	グループチャット	グループチャット権限設定 (管理者、投稿/閲覧、閲覧) ※グループチャット権限設定はグループ作成者または「管理者」が設定

## 3. 提供サービスの利用方法

本サービスの利用申込方法、利用料金、解約手続きは以下の通りです。

### (1) 利用申込

財団所定の「チャットサービス利用申込書」のご提出により、財団は本サービスをご提供するための事務手続きに入ります。サービス提供の準備が整いましたら、契約者様に「利用通知」「ライセンス証」を発行いたします。「利用通知」でお知らせするサービス開始日より、「ライセンス証」でお知らせするアカウントでのサービスが利用可能となります。

【注1】本サービスは、MCA アドバンス利用申込書類（以下、「通信契約書類」といいます）でもお申込みいただけます。この場合、チャットサービス利用申込書は必要ありません。

【注2】利用申込は MCA アドバンスの販売店にて承ります。

### (2) 契約者情報

第（1）項の利用申込では、本サービスをご提供するために以下の情報（以下、「契約者情報」といいます）をご提出いただきます。

①サービス申込者名称 ※通信契約書類の利用者と同じとなります

②アカウント数量

③アカウント個別情報

アカウントごとに下記情報が必要

- ・アカウント名（半角英数字 20 文字以内）
- ・所属（カナ漢字記号 20 文字以内） ※所属は異なるアカウントでの重複が可能です。
- ・ニックネーム（カナ漢字記号 20 文字以内） ※原則、通信契約書類の電話帳登録個別番号です

【注1】アカウント名はサービス開始後、お客様での変更ができません。パスワード、所属、ニックネームはお客様が端末からいつでも変更することができます。

【注2】アカウント名、所属、ニックネームは利用申込の際にお申し出がなかった場合、通信契約書類のお申込み内容に基づき、財団にて設定して出荷いたします。

【注3】アカウントごとに、財団より初期パスワードを発行いたします。初期パスワードは、「ライセンス証」に記載いたします。初期パスワードは、端末をお受け取りになりましたら、お客様ご自身で必ず変更してください。

【注4】パスワードは 8 文字以上、32 文字以内で、半角文字、半角数字、半角記号をそれぞれ 1 文字以上お使いください。条件を満たさないパスワードを登録しようとすると、エラーとなります。

### (3) サービス開始日

利用申込をいただいた後、「利用通知」でお知らせする「サービス開始日」から本サービスをご利用いただけます。サービス開始日の目安は以下の通りとなります。

①MCA アドバンス、端末と合わせて新規に申しいただく場合

通信契約書類に記載される通信の「利用開始日（ご希望）」と同一となります。通信契約書類の利用開始日と、実際の通信の利用開始日が異なる場合は、サービス開始日も実際の通信の利用開始日となります。

②MCA アドバンス利用済みの端末で本サービスを追加申しいただく場合

財団での利用申込受付の翌日から起算して3営業日後となります。利用申込に不備があった場合は都度検討となります。

### (4) サービス利用開始日

本サービスは、月単位で利用料金が発生します。利用料金が発生する最初の月の月初日がサービス利用開始日となります。サービス利用開始日は以下の通りとなります。

①MCA アドバンス、端末と合わせて新規に申しいただく場合

MCA アドバンスの課金開始日と同一となります。MCA アドバンスの課金開始日はサービス開始日から7日後の翌月初日となります。

②MCA アドバンス利用済みの端末で本サービスを追加申しいただく場合

サービス開始日から起算して7日後の翌月初日となります。

### (5) サービス利用料金

下記の通りです。

1 アカウントあたり 400 円/月

【注1】 サービス利用料金は、特に個別の契約がない場合は MCA アドバンスの利用料金と合わせてお支払いいただきます。

## (6) サービスの解約

財団所定の「チャットサービス解約申込書」のご提出により、財団は本サービスを解約するための事務手続きに入ります。サービス解約の準備が整いましたら、契約者様に「解約通知」「ライセンス解除証」を発行いたします。「解約通知」でお知らせするサービス停止日より、「ライセンス解除証」に記載されたアカウントは失効し、本サービスが使用できなくなります。

【注1】本サービスは、通信契約書類でも解約をお申込みいただけます。この場合、チャットサービス解約申込書は必要ありません。

【注2】解約申込は MCA アドバンスの販売店にて承ります。

## (7) サービス停止日

サービス停止日は、チャットサービス解約申込書に記載いただくサービス停止日（ご希望）となります。サービス停止日は「チャットサービス解約申込書」の財団受付日の翌営業日以降となるため、サービス停止日（ご希望）に沿えない場合があります。また、解約申込に不備があった場合は都度検討となります。

## (8) サービスの解約に伴う制約事項

本サービスの解約は、以下の制約があります。

### ① サービス停止月の課金

サービス料金は月単位で徴収されるため、サービス停止日が属する月まで課金が発生します。

## (9) サービスの休止

MCA アドバンスの通信が休止となった場合（冬季のみ利用する場合など、契約を維持したまま、通信を休止する場合は、本サービスも休止とし、課金が発生しないようにします。なお、MCA アドバンスの通信の休止を伴わない本サービスのみ休止は提供していません。

## 4. お客様サポート

本サービスのお問い合わせ窓口は以下の通りです。

### (1) お問い合わせ受付

受付時間 : 24 時間、365 日

受付方法 : メール

【注1】受付のメールアドレスは販売店よりご連絡いたします。

### (2) お問い合わせへのご回答

対応受付時間 : 財団営業日の 9:00~17:00

回答方法 : メールまたは電話

【注1】お問い合わせに対するご回答はベストエフォートとなります。お問い合わせ内容によっては  
お時間をいただく場合があります。